

規則整備委員会設置規則

(設置根拠)

第1条 日本卓球バレー連盟規約第46条第2項に基づき 規則整備委員会（以下委員会という）を置く。

(委員会の所掌)

第2条 委員会は日本卓球バレー連盟理事会（以下理事会という）が定める規則の整備を理事会に答申することを所掌する。

(委員)

第3条 委員会の定数は6人とする。

2 委員会は、次の各号で定められた者の中から理事会が委嘱する。

- (1) 各ブロックから推薦を受けた者 3人
- (2) 学識経験者 2人
- (3) 日本卓球バレー連盟理事長 1人

(任期)

第4条 委員の任期は令和5（2023）年3月31日までとする。

2 理事会は、任期中において、特別の事由が生じたときは、委員の委嘱を解くことができる。

3 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は理事会が指名する。

3 委員長は、会議を主宰し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員会の定数の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員は無報酬とする。

(委任)

第8条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は、理事会が別に定める。

(附則)

第9条 この規則は令和3（2021）年4月29日から施行し、令和5（2023）年4月1日に廃止する。

2 令和4（2022）年3月21日一部改正

3 令和4（2022）年11月26日一部改正